

2020 年度（令和 2 年度）後期（第 13 期）官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース

「トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローバル人材育成事業」

募 集 要 項

「福山市」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「福山市グローバル人材育成事業推進協議会」では、2020 年度（令和 2 年度）後期（第 13 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、2020 年（令和 2 年）までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、“産業界を中心に社会で求められる人材”，“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援

を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は、福山市の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する福山市グローバル人材育成事業推進協議会（以下「本協議会」という。）が実施する「トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローバル人材育成事業」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業は、福山市内の経済団体・地元企業、高等教育機関、福山市が相互に連携し、グローバル志向を有する学生と、グローバル志向の強い地元企業を結びつけることで学生の意向と企業のニーズを踏まえた海外留学プログラムを実施するものです。

留学前に行うインターンシップを通じ、地域や企業が抱える課題を整理し、留学中の活動をより有意義に行えるようにします。また、帰国後には、留学中の活動を踏まえた課題解決提案等を行うとともに、海外経験を生かして企業等の海外展開やビジネスモデルの革新に貢献する活動に取り組むことを期待します。

なお、派遣する学生は、自らの勉学、研究に励むことはもとより、福山の文化、伝統、産業などについての広報にも努め、派遣先における福山への理解を広げる活動を展開します。これを通じて、海外における福山の関心を高めるとともに、継続的な交流関係構築のきっかけを作ることを期待します。

2. 事業の概要

本事業は、福山市に在住する、若しくは在住経験のある学生又は福山市内に立地する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、事前・事後研修の提供及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生ネットワークの提供を行います。

さらに、本事業では、地域人材育成の観点から、留学前後に20日間以上の地元企業等でのインターンシップを行います。

帰国後、本事業でのインターンシップ及び留学経験をもとに福山市の魅力を世界に発信し、福山市及び福山市の産業の海外展開をリードできるリーダーシップを身につける意欲のある学生で、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、海外留学を促進するという観点から、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

具体的には、以下の3つの視点に沿ったコースを育成の柱として、各コースともに地元企業でのインターンシップと海外での実践的活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア等）を組み合わせたものとし、留学期間は、28日以上6か月以内として実施します。

①ものづくりコース

ものづくり産業の発展に向け、技術者をはじめ、販路拡大や経営、商品開発など、その様々なシーンでグローバルに活躍する人材の育成

②地域づくりコース

地域資源（ばら、ワイン、瀬戸内の里山・里海資源など）を活かした観光や商品開発、イベント実施、又は地域課題の解決に向けた研究等様々な手法を通じて魅力的なまちづくりを担い、福山市の魅力を全国又は世界へ発信できる人材の育成

③ビジネスモデル革新コース

福山市内に多数存在する中小企業において、AIやロボティクスなどの新技術を活かして、将来の企業経営等をめざす人材の育成

留学先（海外インターンシップ先や大学等の教育機関）は、学生自らが決定するものとします。

なお、国内インターンシップ先については、提出された留学計画書及び面接審査におけるヒアリング等に基づき、原則本協議会にてマッチングを行うこととします。

採否結果の通知後、採用された学生には各在籍大学を通じて国内インターンシップ先についてお知らせします。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材

- (3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”，帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”，独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材

- (4) 本事業では、上記の人物像に加え、以下の条件を全て満たす人材を支援します。
 - ・福山市と国際社会をつなぐ役割を果たしたい意欲を持つ人材
 - ・福山市に在住する、若しくは在住経験のある学生又は応募時点において福山市内に立地する大学等に在籍する学生
 - ・卒業後、市内企業等に就職する等、地域に定着し、地域の発展に貢献することを希望する人材

4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、福山市に在住する、若しくは在住経験のある学生又は福山市内に立地する大学等に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

＜プログラムのテーマ＞

1) ものづくりコース

ものづくり産業の発展に向け、技術者をはじめ、販路拡大や経営、商品開発など、その様々なシーンでグローバルに活躍する人材の育成をめざします。国内インターンシップ先としては、海外に拠点をもつ、もしくは海外進出を検討している「ものづくり」に関連する企業を、海外

研修先としては、地元企業の海外事業所や取引先等を想定しています。

■モデルコース「アジアで活躍できるグローバル人材の育成」

目的・概要：経済成長の著しいアジアにおいて、現地の文化や言語を学ぶとともに、現地の商取引習慣や工場等における労務管理の仕組みを学ぶことで、将来、海外において販路拡大や管理・経営に携わる。

海外研修例：ベトナムにおける現地事業所や取引会社でのインターンと、ベトナムの文化や現地語の学習等、大学等教育機関における学修活動

今までの実績：アメリカの語学学校や、リノベーションのボランティア活動を通して得た知識や経験を福山のリノベーション計画に役立てる方法を学んだ。

2) 地域づくりコース

地域資源（ばら、ワイン、瀬戸内の里山・里海資源など）を活かした観光や商品開発、イベント実施、又は地域課題の解決に向けた研究等様々な手法を通じて魅力的なまちづくりを担い、福山市の魅力をもっと日本全国又は世界へ発信できる人材の育成をめざします。国内インターンシップ先としては、地域資源や地域課題に関連する企業、自治体等を、海外留学先としては、地域資源を活かした、又は地域課題の解決に向けた先進的な地域づくりを学べる海外の企業、大学等を想定しています。

■モデルコース「福山の魅力を世界に発信できる人材の育成」

目的・概要：ホテル経営を行う企業等で国内インターンシップを行った後、観光先進国であるアメリカ等にて、同様にホテル経営を行う現地企業等でインターンを実施することで、宿泊・観光・サービスについて、日本との違いなども含めて広く学び、観光を通して広く世界に福山の魅力を発信できる人材となる。

海外研修例：欧米における現地の観光にかかわる企業でのインターンやボランティア等への参画及び同エリアでの大学等教育機関における学修活動

今までの実績：カナダの語学学校へ行きながら、現地のウェディングパーティーの実情や外国人が興味を持つ福山市内の結婚写真スポットのアンケートを実施し、福山の観光業と結婚産業を繋げる方法を学んだ。

3) ビジネスモデル革新コース

福山市内に多数存在する中小企業において、AIやロボティクスなどの新技術を活かして、ビジネスモデルの革新をリードする人材の育成をめざします。国内インターンシップ先としては、ビジネスモデルの革新や産業技術の活用を必要としている企業を、海外留学先としては、AI、ネットワーク等のIT技術や、ロボット技術等の産業技術を活かして、革新的なビジネスモデルやワークライフバランスを実現、もしくは研究している海外の企業、大学、地域等を想定しています。

■モデルコース「新技術を活用した市街地活性と地域交通の在り方を学ぶ」

目的・概要：最新のIT技術を学びつつ、先進的なまちづくりや地域交通を体験して、新時代の中心市街地活性化と地域交通ビジネスの革新に貢献する。

海外研修例：IT技術を活用したまちづくり先進地（米国西海岸等）における現地企業でのインターンやボランティア等への参画及び同エリアでの大学等教育機関における学修活動

今までの実績：フィリピンの語学学校及びNPO法人へ行き、外国人労働者が働きやすいプログラム等を学んだ。

※①～③以外に、学生の希望に応じて、独自テーマ（コース）を設定することも可とする。

今までの実績：アメリカでの語学研修や現地の小学校の授業を見学し、英語の指導法を学んだ。現地の英語指導法のノウハウを活かし、福山市内の小学校でアクティブな英語の授業を行う。

<協議会が実施する行事>

1) 事前オリエンテーション

同じ地域から採択された派遣留学生（OB、OGを含む。）とのネットワーク作りの場とするほか、インターンシップやアンバサダー活動等に参考となる知識等の習得の場とします。実施時期は、2020年（令和2年）7月中旬～下旬を予定しています。 *1

2) 壮行会

地域協議会メンバーの前で、学生が留学内容のプレゼンテーションや意気込みを語る場とします。支援企業の事業に対する理解促進、関係の深化・強化を図る他、学生と支援企業が接点を持ち、支援企業の魅力を再認識できる場として開催します。実施時期は、2020年（令和2年）7月中旬～下旬を予定しています。 *1

3) 国内インターンシップ

①事前インターンシップ

福山市の地元企業を知り、人脈の形成、留学中の活動に役立つ知識の習得、企業の抱える課題への理解、留学中に調査等を行う課題の再検討等を目的として10日程度のインターンシップを実施します。実施時期は、2020年（令和2年）7月中旬から学生の留学開始時期に合わせて順次実施します。 *2

②事後インターンシップ

帰国後は、留学中の活動を踏まえた課題解決提案、報告書の作成、企業活動の更なる理解等の一環として10日程度の事後インターンシップを実施します。 *2

4) 海外留学

留学先で自らの勉学，研究及び実践活動に励むほか，福山市の文化，伝統，産業などについての広報にも努め，留学先における福山市への理解を広げる活動を展開します。

5) 事後報告会

国内インターンシップ及び留学先での活動など，本事業を通じて得た成果を地域協議会メンバー，関連業界（支援企業以外の企業を含む。）等に発表し，意見交換を行います。発表する学生は，本事業を通じて学んだこと，新たな発見，今後の課題，地元へ貢献できること，地元への期待などについて資料を作成してください。実施時期は，2021年（令和3年）3月を予定しています。

***1 壮行会と事前オリエンテーションは，同日に実施する予定としています。**

***2 インターンシップは，海外留学の前後で合計20日間以上実施します。**

<日本代表プログラム>

・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①2020年(令和2年)8月10日(月)から2021年(令和3年)2月1日(月)までの間に諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく，プログラム開始日となります。)計画

※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが，留学開始の要件となります。

②諸外国における留学期間が28日以上6か月以内(3か月以上推奨)の計画

※留学期間とは，受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり，渡航及び帰国に係る期間は含まれません。

※留学期間終了後，1か月以内に帰国する必要があります。

③2021年(令和3年)2月28日(日)までに終了する計画

※2020年度(令和2年度)中に日本で開催される日本代表プログラムの事後研修に参加できる計画としてください。

④留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関とは，現地の法人・団体等の機関であり，個人による受入れは不可です。

※留学先機関がなく，毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

⑤日本の在籍大学等が，教育上有益な学修活動と認める計画

⑥留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

⑦アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画

※アンバサダー活動とは、留学先において日本や福山の良さを発信する活動を指します。

例) 日本文化紹介、福山の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

⑧留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上の、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本事業の審査は、地域への貢献意識が高く、グローバルな視点と地域の視点を兼ね備えた人材を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

審査は、応募申請書類による書面審査と面接審査により行われます。

審査の観点は以下のとおりです。

(1) 求める人材

本要項の「3. 求める人材」で示したような人材であること。

(2) 学修活動計画

1) 学修活動の目的、達成目標

①明確な目的、達成目標の設定

・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

②達成目標の適切性

・学修活動の達成目標が適切に設定されていること。

③申請コースの適切性

・申請コース（ものづくりコース、地域づくりコース、ビジネスモデル革新コース）に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

2) 学修活動の内容（計画の妥当性）

・学修活動の計画の内容やスケジュールが、学修活動の目的や目標を達成するに当って適切であること。

・学修活動の計画が、本事業の趣旨に応じた内容であること。

3) 学修活動の発展性

・学修活動により得た成果を、将来的に地元社会、地元産業界の海外展開に貢献する活動

を展開する計画、取組があること。

4) 留学計画の実現可能性

- ・学修活動の実現可能性が高い計画であること。
- ・留学準備の内容やスケジュールが留学計画を実現するに当たり適切であること。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙1-1, 別紙1-2, 別紙2を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第1希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

10人（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(13)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準の判定は、2020年（令和2年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。

在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。

※詳細は別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。

- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。
- (7) 2020年（令和2年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
 ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
 ※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。
 ※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。
- (9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生
 ※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。
- (10) 本制度の2020年度（令和2年度）後期（第13期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び2020年度（令和2年度）（第6期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。
- (11) 福山市と国際社会をつなぐ役割を果たしたい意欲を持つ学生
- (12) 福山市に在住する、若しくは在住経験のある学生又は応募時点において福山市内に立地する大学等に在籍する学生
 ※在住経験について、年数は問いませんが、在住経験の確認ができる書類の提出を求める場合があります。
- (13) 在籍する大学等を卒業後に福山市内の企業等に就職する等、地域に定着し、地域の発展に貢献することを希望する学生

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
 ※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」

に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した福山市のウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) 福山市ウェブサイト

URL : <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/koho-detail02/koho-202002/170833.html>

- (2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①2020年度（令和2年度）後期（第13期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）

…1部

②自由記述申請書（任意様式）

…1部

③留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

…1部

※③については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：2020年（令和2年）4月10日（金）17時15分 必着

書面審査（一次審査）：2020年（令和2年）4月中旬

- 書面審査結果の通知 : 2020年(令和2年)4月下旬
※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。
※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。
- 面接審査(二次審査) : 2020年(令和2年)5月中旬
場所: 福山市役所(予定)
審査方法: 留学計画のプレゼンテーション及び個人面接
※面接審査の日時については原則として変更できません。
※面接審査に伴う旅費等は、応募学生の自己負担とします。
- 採否結果の通知 : 2020年(令和2年)6月中旬
- 壮行会 : 2020年(令和2年)7月中旬～下旬 *1
- 事前オリエンテーション : 2020年(令和2年)7月中旬～下旬 *1
- 事前インターンシップ : 2020年(令和2年)7月中旬から留学時期に合わせて順次実施(10日間程度) *2
- 日本代表プログラムの事前研修(1泊2日):
2020年(令和2年)8月～12月に留学を開始する派遣留学生
会場(未定)
①2020年(令和2年)7月27日(月), 28日(火)
②2020年(令和2年)7月29日(水), 30日(木)
③2020年(令和2年)8月1日(土), 2日(日)
④2020年(令和2年)8月3日(月), 4日(火)
⑤2020年(令和2年)8月6日(木), 7日(金)
2021年(令和3年)1月～2月に留学を開始する派遣留学生
関東会場(予定)
⑥2020年(令和2年)12月中
- ※①～⑥のいずれかに参加していただきます。
※日程は予定です。
- 海外留学の開始 : 2020年(令和2年)8月10日(月)以降

事後インターンシップ : 留学終了後、順次実施 (10日間程度) *2

事後報告会 : 2021年 (令和3年) 3月

- *1 壮行会と事前オリエンテーションは、同日に実施する予定としています。
- *2 インターンシップは、海外留学の前後で合計20日以上実施します。

13. 日本代表プログラムの事後研修への参加と留学状況報告書の提出 (留学終了後)

派遣留学生は、原則として帰国後1年以内かつ2020年度(令和2年度)(2021年(令和3年)3月31日まで)に、年10回程度(3月, 7月, 9月, 12月予定)開催する日本代表プログラムの事後研修(2日間)のいずれか1回に参加する必要があります。また、日本代表プログラムの事後研修参加後1か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5.(2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト：http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

- ・トビタテ！留学JAPANウェブサイト 留学大図鑑

<https://tobitate.jasso.go.jp/zukan/>

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに FAQ の掲載がありますので、こちらもご参照ください。

<https://www.tobitate.mext.go.jp/faq/index.html>

福山市グローバル人材育成事業推進協議会事務局

(福山市役所 市民局 まちづくり推進部 まちづくり総務課内)

【住 所】 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

【メール】 machidukuri-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

【電 話】 084-928-1217

【問合せ対応時間】 8：30～17：15（土日祝を除く。）